

スタートアップ支援業務仕様書

この仕様書は、下関市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に対し委託するスタートアップ支援業務（以下「業務」という。）の仕様を定めるものであり、乙は本仕様書に従い業務を遂行するものとする。

1. 業務の目的

本業務は、下関市スタートアップ支援戦略（Shimonoseki Startup Anchor。以下、「SSA」戦略と言う。）に基づき、スタートアップ企業やスタートアップを目指す起業家、その支援者を本市に呼び込み、海外や都市部等との連携を推進してコミュニティを形成し、地域課題の解決やビジネス創出を支援するとともに、これからの社会に適応できるアントレプレナーシップマインドを持つ人材を育成することで地域産業を活性化するスタートアップエコシステムを構築することを目的とする。

2. 業務名

令和7年度スタートアップ支援業務

3. 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4. 業務場所

下関市内及び本業務に関連する国内外の地域

5. 業務の内容

(1) 本市独自のスタートアップ支援戦略の運用

ア SSA 戦略に基づき、スタートアップ支援、ブランディング、マーケティング、資金調達等の専門的な知見を持つ者が業務実施におけるアドバイザーとして甲と共にスタートアップ支援業務を実施すること。

乙自身が専門的な知見を持ち合わせない分野については、専門的な知見を有する者を事業実施体制に招致し、乙は常に事業実施の主体として携わる実施体制とすること。

イ 本市のスタートアップ支援施策におけるインセンティブについて、検討すること。

ウ 業務全般の運営に係るスケジュール調整、各関係者等との連絡調整、実施に係る業務全般等について、甲と協議のうえ行うこと。

(2) コミュニティの形成及び管理

ア 地域課題の解決やビジネス創出を支援するとともに、スタートアップの創出

を目指すことで、地域産業を活性化するエコシステム構築のためのコミュニティを形成すること。

イ コミュニティは、市のスタートアップ支援施策の趣旨に賛同する者で構成すること。

ウ コミュニティの構成メンバーは、起業を目指す者、その支援を行おうとする者、行政、金融機関、投資機関、大学など産官学の多様な構成メンバーとすること。

エ コミュニティは、下関市在住の者に限らず広くメンバーを集めること。

オ 海外との連携を推進するため、海外に事業所を有する企業を1者以上、コミュニティのメンバーとすること。

カ コミュニティ参加の募集については、Web サイトや SNS 等を活用して行い、申し込み受付を行うこと。また、申し込みがあった場合は、必要に応じて面談等を行なうこと。

キ コミュニティへの参加を募る又はコミュニティへの参加意向を有する者、およびコミュニティ参加者を対象とした交流会を1回以上実施し、スタートアップにかかる啓蒙とともに相互の交流を促すことでスタートアップにかかる機運を醸成すること。

ク 本市におけるスタートアップの機運が盛り上がるようコミュニティ運営を行うこと。また、コミュニティメンバーの情報をリスト作成等により整理・管理し、コミュニティ運営については、コミュニケーションツールの積極的な活用も検討すること。

(3) 地域間連携及びネットワークの構築

ア 市内外の企業やインキュベーション施設、大学などと連携し、地域の枠を超えた広域的なエコシステムの形成を推進すること。

イ 甲がスタートアップ支援に取り組む自治体やスタートアップ企業などと成功事例や課題を共有するイベントやセミナーを1回以上開催すること。

(4) プロモーション及びブランディング

ア 本市スタートアップ支援施策を広く周知するためのプロモーションを企画、実施すること。

イ 他の自治体の施策との差別化を図り、スタートアップに関わる者が本市の施策及びコミュニティに参加すること自体に価値を見出すことができるよう、マーケティング等の専門的な知見を踏まえて本事業のブランディングを行うこと。

ウ スタートアップに関する専門的な知見を有する者、著名なスタートアップ企業や起業家をアンバサダーとして登用し、山口県内及び都市部やスタートアップが盛んな地域で本市のスタートアップ支援施策のプロモーションを行うとともにコミュニティの形成、拡大に取り組むこと。アンバサダーは3名以上登用すること。

エ 海外のスタートアップ企業やその支援者に対し、本市の施策のプロモーション

ンを行なうこと。

オ Web サイトや各コンテンツをPRするため、広報計画を立て、インターネット広告、メディア等を活用し、効果的な広報を行うこと。

(5) Web サイト及び SNS の運営

ア 本市スタートアップ支援施策の情報を発信するための Web サイト及び Facebook アカountの企画及び運営を行うこと。

(ア) スタートアップに関連する情報や本市のスタートアップ支援施策に関する情報等の発信、コミュニティメンバーを繋ぎ本市におけるスタートアップの機運を醸成するプラットフォームとなる Web サイト及び SNS を企画し、運営すること。

(イ) Web サイトの運営全般に係るコンサルティングを行うこと。

(ウ) 次に掲げる内容は、Web サイトの必須コンテンツとする。

- ・スタートアップ及びスタートアップ支援に関する情報の発信
- ・本市スタートアップ支援施策に係る情報の発信
- ・コミュニティ形成及び運営に係る情報の発信
- ・新着・イベント情報
- ・本事業の Facebook 等のアカウントと連動。
- ・その他有用と考えられるコンテンツ等

(エ) Web サイトの運用に係る要件は次に掲げるものとする。

- ・コンテンツの掲載について、甲と協議の上必要と認められる場合は、日本語以外での掲載を行なうこと。
- ・問い合わせフォームからの問い合わせに対し、甲と協議の上対応すること。
- ・Web サイトに必要な画像・動画等を撮影する際は、撮影許可等に必要な調整を行うこと。
- ・掲載する内容に関しては必要に応じて取材すること。
- ・アクセス解析については、Google Analytics を活用すること。

(6) 人材育成プログラムの運営

ア SSA をふまえた起業家育成プログラム及び学生を対象としたアントレプレナーシッププログラムを開発し、人材育成プログラムとして運営すること。

イ 人材育成プログラムの運営にあたり、地域の人材がスタートアップ起業などの有する専門的知見にふれる機会となる交流会やセミナーを開催すること。

(7) 市内企業等とスタートアップ企業との連携事業創出に向けた取組

ア 市内企業等とスタートアップ企業との連携事業創出に向けた取組を企画し、実施すること。

イ 市内の企業等の抱える課題や新規事業創出に向けて、市内企業調査や課題整理を甲と連携して行なうこと。

(8) 自走組織設立に係る調査及び検討

ア 本市の戦略に基づき持続的に産業の活性化に資するエコシステムを継続する

ため、自走組織の設立に向けて調査及び検討を行なうこと。

イ 乙は当自走組織の設立手法について、検証を行なった上で甲に提案すること。

(9) 拠点整備に係る市場調査の実施及び検討

ア 本市の戦略をふまえたスタートアップ支援拠点を市内に整備するための調査に関する全体設計、実施、集計、分析等を行なうこと。

イ スタートアップ支援拠点に係るニーズ調査や採算性について分析を行なうこと。

ウ 甲が来年度以降にスタートアップ支援拠点を市内に整備するために、当拠点を整備する場所やコンセプト等について、調査を行なった上で甲に提案すること。

6. 業務実施における体制等

(1) 業務遂行責任者等について

乙は、業務を包括的に統括、コーディネート及び進捗管理する業務遂行責任者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知し、承認を得ること。また、本業務の遂行にあたり、どのような人材をどの業務にアサインするのかを明確にした業務実施における体制を甲に示し、甲の承認を得ること。体制に変更が生じた場合も同様とする。

(2) 業務実施体制について

業務の実施に当たっては、専門的な知識・経験を持つ人材を配置すること。

特に、業務遂行責任者、施策のプロモーション及びブランディング、Web サイトデザインについては専門的な知識・経験・実績を持つ者を配置すること。

(3) デジタルツールの活用について

本業務の実施については、意思決定やコミュニケーションが迅速かつ円滑に行えるよう、デジタルツールを積極的に活用し、甲と連携して行政における業務遂行過程の効率化を心掛けること。

(4) 実施スケジュール

乙は、本業務の実施にあたり、各業務ごとにスケジュール案を作成して甲に示し、必要に応じて甲と協議の上で業務を実施すること。

7. 業務報告等

本業務終了時に「5. 業務内容」の実施結果等について報告するとともに、本業務によって得られた知見、ネットワーク、個々の連絡先とその連絡内容等をまとめた報告書を作成して納品すること (Word もしくは Excel ファイルおよび A4 の紙媒体、写真・映像データ等)。

8. その他留意事項

(1) 業務にかかる一切の費用は乙の負担とする。

- (2) 業務を包括的に再委託することは禁止するが、業務の一部について再委託することについては、甲の書面による承諾があれば可能とする。
- (3) 業務の遂行に当たり作成したロゴ、デザイン等の使用権は甲に帰属する。
- (4) 業務の遂行に当たり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合には、乙がその損害を賠償すること。

9. 特記事項

業務の履行に伴い、次の事項を遵守すること。

- ア 個人情報の取扱いについては、別紙2「個人情報取扱特記事項」のとおりとする。
- イ しものせきエコマネジメントプランに基づく環境に関する取扱いは、別紙3「特記仕様書（環境編簡易）」のとおりとする。
- ウ 下関市暴力団排除条例による措置については、別紙4「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」のとおりとする。

10. 疑義の解決

この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。